

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
吉崎市	渡良地区 （渡良南触・渡良西触・渡良東触・麦谷触・渡良浦・大島・長島・原島）	R4.1.14	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	108.44 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	54.42 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	104.31 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.99 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.82 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

渡良地区は、認定農業者が3経営体しかなく、全て肉用牛（繁殖）主体の経営である。
 今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、後継者が不在となり出し手となる農地が多くなる可能性が高く、農地の受け手の確保が急務である。
 また、農地の受け手となる集落営農組織の設立に向けた協議を行っていく。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

渡良南触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。

渡良西触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。

渡良東触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。

麦谷触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。

渡良浦の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していく。

大島・長島・原島の農地利用については、今後協議を重ねていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、57筆 36,461㎡となっている。

共同化に向けた取り組み

今後、集落営農組織設立に向けた協議を行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地は出し手・受け手にかかわらず、原則として、機構活用を推進する。

後継者・新規参入者確保に向けた取組方針

農業従事者の減少を見据え、後継者の確保・育成を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

基盤整備への取組方針

地区全体で、小規模な基盤整備は検討・推進する。

新規・特産化作物の導入方針

—

鳥獣被害防止対策の取組方針

—